省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注10、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注8、ニ(1)から(3)までの注4並びにホ(1)から(6)までの注8に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用、入所又は入院するものは除く。）並びにユニットに属さない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る。）のうち定員が二人以上のもの　室料及び光熱水費に相当する額

(ii)　(略)

(2)　(略)

ロ　(略)

三　(略)

（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第二十条　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき）	イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき）
(1)　訪問看護サービスを行わない場合	(1)　訪問看護サービスを行わない場合
(一)　要介護1　5,666単位	(一)　要介護1　5,658単位
(二)　要介護2　10,114単位	(二)　要介護2　10,100単位
(三)　要介護3　16,793単位	(三)　要介護3　16,769単位
(四)　要介護4　21,242単位	(四)　要介護4　21,212単位
(五)　要介護5　25,690単位	(五)　要介護5　25,654単位
(2)　訪問看護サービスを行う場合	(2)　訪問看護サービスを行う場合
(一)　要介護1　8,267単位	(一)　要介護1　8,255単位
(二)　要介護2　12,915単位	(二)　要介護2　12,897単位
(三)　要介護3　19,714単位	(三)　要介護3　19,686単位
(四)　要介護4　24,302単位	(四)　要介護4　24,268単位
(五)　要介護5　29,441単位	(五)　要介護5　29,399単位
ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき）	ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき）
(1)　要介護1　5,666単位	(1)　要介護1　5,658単位
(2)　要介護2　10,114単位	(2)　要介護2　10,100単位
(3)　要介護3　16,793単位	(3)　要介護3　16,769単位
(4)　要介護4　21,242単位	(4)　要介護4　21,212単位
(5)　要介護5　25,690単位	(5)　要介護5　25,654単位
注1～4　(略)	注1～4　(略)
5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定定	5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項